

三芳町障がい者福祉計画・第4期三芳町障がい福祉計画（案）に対する 町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件：三芳町障がい者福祉計画・第4期三芳町障がい福祉計画（案）

意見募集期間	平成27年1月28日～平成27年2月27日	
担当課	福祉課 障がい者庶務担当 電話：049-258-0019（内線176） FAX：049-274-1051 メールアドレス：fukushi@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	7件（1名）	
対応状況	原案に提出された意見を一部追加・修正	
提出された意見等	対応方針	町の考え方
計画（案）6ページで「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、」と記しているところを「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病、」と直して下さい。	原案を意見のとおり修正します。	高次脳機能障がいについては、障害者基本法第2条の規定に明文化されていませんが、国の障害福祉サービス等における基本的な指針において、高次脳機能障がい者は精神障がいに含まれるものとしておりますので原文を修正します。
計画（案）に「発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等」について広報・啓発活動を行うことを記して下さい。	原案のとおり対応します。	現在町では、様々な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮を正しく理解し、障がいのある方もない方も一緒に暮らすことのできる、あたたかい地域社会を築く「あいサポート運動」展開しております。他の障がい同様、この運動の中で障がい理解について普及啓発を続けていきます。
啓発にあたっては、特に高次脳機能障害の認知度は低いと思われませんが、他の障害も含め啓発前後の効果が数字で分かる形で実施することを明記して下さい。 税金を投入する以上、認知度を数字で評価し、認知度が一定の水準に達した段階で、広報・啓発活動の目的は達成したと判断し、活動を終わらせることができると思いますので。	原案のとおり対応します。	認知度の評価については、住民アンケートなどを通して行いたいと考えております。次期計画策定時には、住民向けアンケートの中に認知度に関する調査を行えるように検討します。

<p>計画(案)43ページの「高齢障がい者への支援」のところで、 高齢障害者だけでなく、介護保険制度につながった若年性認知症や高次脳機能障害となった(中途障害の)第2号被保険者の方について、早期発見・早期診断がなされ、すみやかに障害者手帳制度につながるシステムを作っていくことを記してください。 あわせて、計画(案)45ページの「精神障がい者医療の充実」のところで、事故などで高次脳機能障害となった方への早期発見・早期診断について触れて下さい。</p>	<p>高齢障がい者への支援を介護保険利用者への支援に事業名を変更し、内容に第2号被保険者の方の疾病や障がいの早期発見・早期診療による障がい者手帳の取得を追記し、精神障がい者医療の充実の事業の内容に、県総合リハビリテーションセンターの高次脳機能障害者支援センターを追記します。</p>	<p>障がい者手帳の早期取得により、他制度の福祉サービスが利用できるようになることから追記します。また、県総合リハビリテーションセンターの高次脳機能支援センターも連携しているため追記します。</p>
<p>早期発見・早期診断などで浮かび上がってきた若年性認知症や高次脳機能障害の方について、計画(案)の「生活支援サービスの充実」や「社会参加への支援」のところで、以下のような少し具体的な策を入れ込んでいただきたい。 「県と連携しながら、発達障害や高次脳機能障害等に対応できる事業者の参入を促します。また、利用ニーズの把握に努め、希望する人がサービスの提供を受けることができるように努めます。」</p>	<p>原案のとおり対応します。</p>	<p>若年性認知症の方や高次脳機能障がいの方への支援も他の障がい者支援同様、関係機関との連携のもとに行っていきます。68ページに、国・県との連携を記載させていただいております。</p>
<p>計画(案)59ページで「相談支援」の「見込量の確保に向けて」のところになると思いますが、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への相談について「介護保険事業所に対しても特定相談支援事業所の指定を促し、切れ目のない相談支援体制の構築に取り組む」といったことを記して下さい。</p>	<p>原案のとおり対応します。</p>	<p>介護保険事業所の特定相談支援事業の指定については、業務の中で必要に応じて意向を確認させていただきます。</p>
<p>計画(案)67ページの「地域ネットワークの強化」のところで、発達障害と高次脳機能障害は、埼玉県の実施する地域生活支援事業のなかの専門性の高い相談支援(発達障害者支援センター運営事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業)と連携して実施する旨のことを記してください。</p>	<p>原案のとおり対応します。</p>	<p>関係機関との連携の在り方を検討する内容を記載しており、これは、町内に限らず町外や専門性の高い機関も含めております。</p>